

議案第 12 号

令和 3 年度 北秋田市一般会計補正予算（第 1 0 号）

令和 3 年度北秋田市一般会計補正予算（第 1 0 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1, 9 1 5, 1 7 9 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 7, 6 0 9, 2 8 0 千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第 2 条 繰越明許費の追加は、「第 2 表 繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 3 条 債務負担行為の追加、廃止は、「第 3 表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 4 条 地方債の変更、廃止は、「第 4 表 地方債補正」による。

令和 4 年 2 月 1 0 日 提出

北秋田市長 津 谷 永 光

第 1 表 歳入歳出予算補正 歳入

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 市 税		2,846,443	62,736	2,909,179
	1 市 民 税	1,047,614	96,341	1,143,955
	2 固 定 資 産 税	1,504,208	33,605	1,470,603
10 地 方 特 例 交 付 金		39,847	38,605	78,452
	2 新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金	0	38,605	38,605
11 地 方 交 付 税		9,416,575	723,663	10,140,238
	1 地 方 交 付 税	9,416,575	723,663	10,140,238
13 分 担 金 及 び 負 担 金		226,406	5,181	221,225
	1 分 担 金	1	1	0
	2 負 担 金	226,405	5,180	221,225
14 使 用 料 及 び 手 数 料		278,261	28,384	249,877
	1 使 用 料	222,023	29,023	193,000
	2 手 数 料	56,238	639	56,877
15 国 庫 支 出 金		3,781,479	189,870	3,591,609
	1 国 庫 負 担 金	1,409,181	86,524	1,322,657
	2 国 庫 補 助 金	2,366,726	103,401	2,263,325
	3 国 庫 委 託 金	5,572	55	5,627
16 県 支 出 金		1,538,666	2,106,987	3,645,653

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	1 県 負 担 金	704,827	2,962	707,789
	2 県 補 助 金	718,198	2,110,692	2,828,890
	3 県 委 託 金	115,641	6,667	108,974
17 財 産 収 入		116,626	26,208	90,418
	1 財 産 運 用 収 入	51,403	484	51,887
	2 財 産 売 払 収 入	65,223	26,692	38,531
18 寄 附 金		1,500,652	10,000	1,510,652
	1 寄 附 金	1,500,652	10,000	1,510,652
19 繰 入 金		1,046,312	805,572	240,740
	1 特 別 会 計 繰 入 金	65,641	996	66,637
	2 基 金 繰 入 金	980,671	806,568	174,103
20 繰 越 金		507,570	206,727	714,297
	1 繰 越 金	507,570	206,727	714,297
21 諸 収 入		841,328	19,224	822,104
	3 貸 付 金 元 利 収 入	207,930	49	207,979
	4 受 託 事 業 収 入	219,240	50	219,190
	5 雑 入	413,651	19,223	394,428
22 市 債		2,551,200	159,100	2,392,100

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	1市債	2,551,200	159,100	2,392,100
歳入	合計	25,694,101	1,915,179	27,609,280

歳 出

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 議 会 費		186,855	11,104	175,751
	1 議 会 費	186,855	11,104	175,751
2 総 務 費		3,573,728	65,405	3,508,323
	1 総 務 管 理 費	3,199,703	57,255	3,142,448
	2 徴 税 費	156,703	2,093	154,610
	3 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費	84,918	59	84,977
	4 選 挙 費	104,941	4,225	100,716
	5 統 計 調 査 費	8,020	1,782	6,238
	6 監 査 委 員 費	19,443	109	19,334
3 民 生 費		7,318,423	200,528	7,117,895
	1 社 会 福 祉 費	4,609,593	77,722	4,531,871
	2 児 童 福 祉 費	1,924,660	25,887	1,898,773
	3 生 活 保 護 費	772,660	96,977	675,683
	5 国 民 年 金 事 務 費	9,010	58	9,068
4 衛 生 費		2,839,251	38,968	2,800,283
	1 保 健 費	434,279	11,194	423,085
	2 衛 生 費	179,674	6,896	172,778
	3 清 掃 費	950,078	280	950,358

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	5 病 院 費	987,609	21,158	966,451
5 労 働 費		21,329	1,000	20,329
	1 労 働 諸 費	21,329	1,000	20,329
6 農 林 水 産 業 費		1,048,856	2,103,842	3,152,698
	1 農 業 費	649,962	2,166,440	2,816,402
	2 林 業 費	397,614	62,598	335,016
7 商 工 費		846,442	43,558	802,884
	1 商 工 費	846,442	43,558	802,884
8 土 木 費		2,912,034	166,221	2,745,813
	1 土 木 管 理 費	101,190	28	101,218
	2 道 路 橋 り よ う 費	1,858,202	164,581	1,693,621
	4 都 市 計 画 費	101,292	1,668	99,624
9 消 防 費		1,391,609	38,477	1,353,132
	1 消 防 費	1,391,609	38,477	1,353,132
10 教 育 費		2,372,875	17,539	2,355,336
	1 教 育 総 務 費	370,161	4,479	365,682
	2 小 学 校 費	239,452	592	240,044
	3 中 学 校 費	184,265	77	184,342

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	4 社会教育費	1,127,251	7,712	1,119,539
	5 保健体育費	451,746	6,017	445,729
11 災害復旧費		33,523	9,496	24,027
	1 農林水産業施設災害復旧費	20,874	9,498	11,376
	2 公共土木施設災害復旧費	12,649	2	12,651
12 公債費		2,662,083	101,718	2,560,365
	1 公債費	2,662,083	101,718	2,560,365
13 諸支出金		437,093	505,351	942,444
	1 繰出金	22,767	8,076	14,691
	2 基金費	414,326	513,427	927,753
歳出	合計	25,694,101	1,915,179	27,609,280

第 2 表 繰越明許費補正

追 加

款	項	事業名	金額
			千円
2 総務費	1 総務管理費	地籍調査事業	14,956
2 総務費	1 総務管理費	転出・転入システム改修事業	3,482
6 農林水産業費	1 農業費	畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業	2,170,401
6 農林水産業費	1 農業費	農地集積加速化基盤整備事業	2,900
6 農林水産業費	1 農業費	農地中間管理機構関連ほ場整備事業	18,440
6 農林水産業費	2 林業費	林業専用道開設事業	30,910
6 農林水産業費	2 林業費	林道改良事業	30,631
8 土木費	2 道路橋りょう費	防災対策事業	424,739
9 消防費	1 消防費	地域防災計画改訂事業	5,720

第 3 表 債 務 負 担 行 為 補 正

追 加

事 項	期 間	限 度 額
		千円
竜ヶ森キャンプ場給水施設敷・駐車場敷借上料	令和4年度～令和6年度	210
クウインス森吉駐車場敷地借上料	令和4年度～令和6年度	951
太平湖グリーンハウス船舶格納庫敷外借上料	令和4年度～令和6年度	54
太平湖グリーンハウス電気導入敷・給水引込敷借上料	令和4年度～令和6年度	51
太平湖グリーンハウス緑地等管理中央センター電気引込電柱敷及び架線敷借上料	令和4年度～令和6年度	6
からみないキャンプ場緑地休養施設敷借上料	令和4年度～令和6年度	174
高津森クロスカントリーコース敷借上料	令和4年度～令和6年度	150
旧森吉スキー場森林公園外敷借上料	令和4年度～令和6年度	150

廃 止

事 項	期 間	限 度 額
		千円
道の駅たかのす整備事業基本設計業務委託	令和4年度	23,199
北秋田市森吉山荘指定管理料	令和4年度～令和5年度	8,078

第 4 表 地 方 債 補 正

変 更

起 債 の 目 的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
臨 時 財 政 対 策 債	千円 557,300	証書借入 又は 証券発行	4.0%以内。 ただし、利率見直し 方式で借り入れる資 金について、利率の 見直しを行った後 においては、当該見直 し後の利率。	借入先の融資条件に よる。 ただし、市財政の都 合により据置期間及 び償還期限を短縮し、 又は繰上償還もしくは 低利に借換えする ことができる。	千円 503,200	補正前 と同じ	補正前 と同じ	補正前 と同じ
市民病院医師奨励金交付事業	28,800	〃	〃	〃	29,200	〃	〃	〃
農地集積加速化基盤整備事業	9,800	〃	〃	〃	11,200	〃	〃	〃
農地中間管理機構関連ほ場整備事業	17,000	〃	〃	〃	33,700	〃	〃	〃
林道改良事業	42,700	〃	〃	〃	47,400	〃	〃	〃
橋りょう長寿命化修繕事業	125,900	〃	〃	〃	92,900	〃	〃	〃
坊沢大橋大規模修繕事業	62,500	〃	〃	〃	94,600	〃	〃	〃
綴子家の下線道路改良事業	160,100	〃	〃	〃	147,900	〃	〃	〃
摩当大沢線道路改良事業	60,000	〃	〃	〃	58,200	〃	〃	〃
空港法泉坊沢線道路改良事業	20,000	〃	〃	〃	11,300	〃	〃	〃
堺田線道路改良事業	6,500	〃	〃	〃	6,700	〃	〃	〃
平里巻淵線道路改良事業	6,000	〃	〃	〃	6,800	〃	〃	〃
消防水利施設整備事業	12,400	〃	〃	〃	1,500	〃	〃	〃
消防器具置場建設事業	4,300	〃	〃	〃	4,200	〃	〃	〃
消防ポンプ自動車整備事業	21,800	〃	〃	〃	21,400	〃	〃	〃
幸屋線改良事業	6,500	〃	〃	〃	5,600	〃	〃	〃

廃 止

起 債 の 目 的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
宿泊施設パワーアップ事業	千円 2,000	証書借入 又は 証券発行	4.0%以内。 ただし、利率見直し方式で借り入れる 資金について、利率の見直しを行った 後においては、当該見直し後の利率。	借入先の融資条件による。 ただし、市財政の都合により据置期間及び 償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは 低利に借換えすることができる。
除雪機械整備事業	91,300	〃	〃	〃

議案第 13 号

令和 3 年度 北秋田市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）

令和 3 年度北秋田市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 77,082 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3,407,829 千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 4 年 2 月 10 日 提出

北秋田市長 津 谷 永 光

第 1 表 歳入歳出予算補正 歳入

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 国民健康保険税		480,415	46,160	526,575
	1 国民健康保険税	480,415	46,160	526,575
3 県支出金		2,520,532	22,497	2,498,035
	1 県負担金	2,512,022	22,232	2,489,790
	2 県補助金	8,510	265	8,245
4 財産収入		35	7	42
	1 財産運用収入	35	7	42
5 繰入金		324,313	4,338	319,975
	1 他会計繰入金	320,366	391	319,975
	2 基金繰入金	3,947	3,947	0
6 繰越金		5,132	49,647	54,779
	1 繰越金	5,132	49,647	54,779
7 諸収入		45	6,945	6,990
	1 延滞金及び過料	4	649	653
	2 雑収入	41	6,296	6,337
8 国庫支出金		0	1,158	1,158
	1 国庫補助金	0	1,158	1,158
歳入合計		3,330,747	77,082	3,407,829

歳 出

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		77,815	66	77,881
	1 総務管理費	71,125	11	71,136
	2 徴税費	6,201	55	6,256
2 保険給付費		2,456,069	0	2,456,069
	1 療養諸費	2,120,333	0	2,120,333
3 国民健康保険事業費納付金		754,063	31,706	722,357
	1 医療給付費分	518,601	20,376	498,225
	2 後期高齢者支援金等分	180,210	8,878	171,332
	3 介護納付金分	55,252	2,452	52,800
5 保健事業費		34,413	803	35,216
	1 特定健康診査等事業費	17,719	1,796	19,515
	2 保健事業費	16,694	993	15,701
6 基金積立金		36	107,025	107,061
	1 基金積立金	36	107,025	107,061
7 諸支出金		8,348	894	9,242
	1 償還金及び還付加算金	8,346	894	9,240
歳出合計		3,330,747	77,082	3,407,829

議案第 14 号

令和 3 年度 北秋田市国民健康保険合川診療所特別会計補正予算（第 4 号）

令和 3 年度北秋田市国民健康保険合川診療所特別会計補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 4 1, 4 9 9 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 1 1, 6 1 2 千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 4 年 2 月 1 0 日 提出

北秋田市長 津 谷 永 光

第 1 表 歳入歳出予算補正 歳入

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 診療収入		101,363	32,569	68,794
	1 外来収入	86,475	37,478	48,997
	2 その他の診療収入	14,888	4,909	19,797
3 繰入金		49,898	14,389	35,509
	1 他会計繰入金	49,898	14,389	35,509
6 国庫支出金		679	830	1,509
	1 国庫補助金	679	830	1,509
7 県支出金		0	4,629	4,629
	1 県補助金	0	4,629	4,629
歳入合計		153,111	41,499	111,612

歳 出

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		84,992	2,522	82,470
	1 施設管理費	84,992	2,522	82,470
2 医療費		67,119	38,977	28,142
	1 医療費	67,119	38,977	28,142
歳 出 合 計		153,111	41,499	111,612

議案第 15 号

令和 3 年度 北秋田市介護保険特別会計補正予算（第 4 号）

令和 3 年度北秋田市介護保険特別会計補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 6, 4 8 9 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 5, 7 9 1, 7 1 7 千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 4 年 2 月 1 0 日 提出

北秋田市長 津 谷 永 光

第 1 表 歳入歳出予算補正 歳入

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 保 険 料		887,949	529	887,420
	1 介 護 保 険 料	887,949	529	887,420
3 国 庫 支 出 金		1,542,560	7,905	1,550,465
	2 国 庫 補 助 金	561,303	7,905	569,208
4 支 払 基 金 交 付 金		1,485,718	142	1,485,576
	1 支 払 基 金 交 付 金	1,485,718	142	1,485,576
5 県 支 出 金		813,875	424	813,451
	3 県 補 助 金	30,766	424	30,342
6 財 産 収 入		52	29	81
	1 財 産 運 用 収 入	52	29	81
7 繰 入 金		986,516	13,328	973,188
	1 一 般 会 計 繰 入 金	888,572	5,069	883,503
	2 介 護 保 険 財 政 調 整 基 金 繰 入 金	97,944	8,259	89,685
歳 入 合 計		5,798,206	6,489	5,791,717

歳 出

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総 務 費		89,546	4,029	85,517
	1 総 務 管 理 費	55,282	104	55,178
	3 介 護 認 定 審 査 会 費	32,831	3,807	29,024
	4 企 画 運 営 評 価 費	338	118	220
2 保 険 給 付 費		5,408,450	0	5,408,450
	4 高 額 介 護 サ ー ビ ス 等 費	103,198	5,499	108,697
	5 特 定 入 所 者 介 護 サ ー ビ ス 等 費	304,270	7,511	296,759
	6 高 額 医 療 合 算 介 護 サ ー ビ ス 等 費	12,533	2,012	14,545
3 地 域 支 援 事 業 費		198,411	2,489	195,922
	1 地 域 支 援 事 業 費	198,411	2,489	195,922
4 基 金 積 立 金		48,766	29	48,795
	1 基 金 積 立 金	48,766	29	48,795
歳 出 合 計		5,798,206	6,489	5,791,717

議案第 16 号

令和 3 年度 北秋田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）

令和 3 年度北秋田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 1, 3 1 8 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 4 8 4, 7 3 9 千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 4 年 2 月 1 0 日 提出

北秋田市長 津 谷 永 光

第 1 表 歳入歳出予算補正 歳入

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 繰入金		151,316	1,318	149,998
	1 一般会計繰入金	151,316	1,318	149,998
歳入	合計	486,057	1,318	484,739

歳 出

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		2,757	303	3,060
	1 総務管理費	1,596	303	1,899
2 後期高齢者医療広域連合納付金		482,699	1,621	481,078
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	482,699	1,621	481,078
歳 出 合 計		486,057	1,318	484,739

議案第 17 号

令和 3 年度 北秋田市立阿仁診療所特別会計補正予算（第 3 号）

令和 3 年度北秋田市立阿仁診療所特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 6 1 2 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 0 7, 3 4 4 千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 4 年 2 月 1 0 日 提出

北秋田市長 津 谷 永 光

第 1 表 歳入歳出予算補正 歳入

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 診療収入		103,519	144	103,375
	1 外来収入	92,310	3,000	89,310
	2 その他の診療収入	11,209	2,856	14,065
3 県支出金		284	319	603
	1 県補助金	284	319	603
4 繰入金		99,580	799	98,781
	1 他会計繰入金	99,580	799	98,781
6 国庫支出金		1,358	1,236	2,594
	1 国庫補助金	1,358	1,236	2,594
歳入合計		206,732	612	207,344

歳 出

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		157,180	612	157,792
	1 施設管理費	157,180	612	157,792
歳出合計		206,732	612	207,344

議案第 18 号

令和 3 年度 北秋田市立米内沢診療所特別会計補正予算（第 3 号）

令和 3 年度北秋田市立米内沢診療所特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 9 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 0 6 , 6 9 3 千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 4 年 2 月 1 0 日 提出

北秋田市長 津 谷 永 光

第 1 表 歳入歳出予算補正 歳入

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 診療収入		128,083	3,491	131,574
	1 外来収入	100,320	3,076	97,244
	2 その他の診療収入	27,763	6,567	34,330
3 繰入金		77,339	5,901	71,438
	1 他会計繰入金	77,339	5,901	71,438
5 国庫支出金		679	80	759
	1 国庫補助金	679	80	759
6 県支出金		0	2,349	2,349
	1 県補助金	0	2,349	2,349
歳入合計		206,674	19	206,693

歳 出

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総	務 費	158,628	19	158,647
	1 施 設 管 理 費	158,628	19	158,647
歳 出 合 計		206,674	19	206,693

議案第 19 号

令和 3 年度 北秋田市前田財産区特別会計補正予算（第 2 号）

令和 3 年度北秋田市前田財産区特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 8 0 0 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2, 8 4 3 千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 4 年 2 月 1 0 日 提出

北秋田市長 津 谷 永 光

第 1 表 歳入歳出予算補正 歳入

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 財 産 収 入		1,688	500	2,188
	2 財 産 売 払 収 入	3	500	503
2 繰 越 金		1,953	1,300	653
	1 繰 越 金	1,953	1,300	653
歳 入 合 計		3,643	800	2,843

歳出

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4 諸 支 出 金		2,200	800	1,400
	1 他 会 計 繰 出 金	1,781	800	981
歳 出 合 計		3,643	800	2,843

議案第 20 号

令和 3 年度 北秋田市阿仁合財産区特別会計補正予算（第 1 号）

令和 3 年度北秋田市阿仁合財産区特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 6, 6 9 1 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 0, 3 7 5 千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 4 年 2 月 1 0 日 提出

北秋田市長 津 谷 永 光

第 1 表 歳入歳出予算補正
歳入

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 財 産 収 入		2,130	1,931	199
	2 財 産 売 払 収 入	1,932	1,931	1
2 繰 入 金		14,934	4,760	10,174
	1 他 会 計 繰 入 金	14,934	4,760	10,174
歳 入 合 計		17,066	6,691	10,375

歳 出

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 財 産 費		6,691	6,691	0
	1 財 産 取 得 費	6,691	6,691	0
歳 出 合 計		17,066	6,691	10,375

議案第 21 号

令和 3 年度 北秋田市大阿仁財産区特別会計補正予算（第 2 号）

令和 3 年度北秋田市大阿仁財産区特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 3, 2 4 5 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 8, 4 1 7 千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 4 年 2 月 1 0 日 提出

北秋田市長 津 谷 永 光

第 1 表 歳入歳出予算補正
歳入

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 財 産 収 入		201	6,379	6,580
	2 財 産 売 払 収 入	150	6,379	6,529
2 繰 入 金		4,969	3,316	1,653
	1 他 会 計 繰 入 金	4,969	3,316	1,653
4 諸 収 入		1	182	183
	1 雑 入	1	182	183
歳 入 合 計		5,172	3,245	8,417

歳 出

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 諸 支 出 金		4,572	3,245	7,817
	1 他 会 計 繰 出 金	4,471	0	4,471
	2 分 収 交 付 金	101	3,245	3,346
歳 出 合 計		5,172	3,245	8,417